決議第611（WRC-07）　決議第613（WRC-07）
決議第614（WRC-07）　決議第671（WRC-07）
決議第672（WRC-07）　決議第734（WRC-07、改）
決議第753（WRC-07）　決議第754（WRC-07）
決議第805（WRC-07）　決議第905（WRC-07）
決議第950（WRC-07、改）　決議第951（WRC-07、改）
決議第953（WRC-07）　決議第954（WRC-07）
決議第955（WRC-07）　決議第956（WRC-07）

2　2012年２月18日に以下の勧告を破棄すること。
勧告第104（WRC-95）

改　決議第114（WRC-12、改）　5091-5150MHzの周波数帯における航空無線航行業務の新しいシステムと固定衛星業務（地球から宇宙）（移動衛星業務における非静止衛星による移動衛星システムのフィーダリンクに限る）との間の共用に関する研究

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、
以下を考慮し、
a)　航空無線航行業務に対する5000-5250MHzの周波数帯の現在の分配
b)　上記の周波数帯における航空無線航行業務及び固定衛星業務（地球から宇宙方向）（移動衛星業務（MSS）における非静止衛星（non-GSO）システムのフィーダリンクに限る）の双方に対する要件
以下を認め、
a)　第5.444号の規定に基づくマイクロ波着陸システム（MLS）及び5030-5150MHzの周波数帯における航空無線航行業務の他の国際標準システムに対して優先性を与えなければならないこと。
b)　国際民間航空に関する国際民間航空機関（ICAO）の条約第10附属書の規定に基づき、MLSの要件が5030-5091MHzの周波数帯において満たされない場合、5091-5150MHzの周波数帯をMLSに使用する必要があり得ること。
c)　MSSにおけるnon-GSOシステムのフィーダリンクを提供する固定衛星業務は、短期的に5091-5150MHzの周波数帯を使用することが必要となること。
以下に留意し、
a)　ITU-R勧告S.1342は、5030-5091MHzの周波数帯で運用する国際標準MLS局と5091-5150MHzの周波数帯で地球から宇宙方向のフィーダリンクを提供する固定衛星業務の地球局間の調整距離を決定する方法を記述していること。
b)　少数の固定衛星業務の局を考慮に入れること。
c)　航空無線航行業務に不可欠な補足航行情報を提供する新しいシステムの開発
以下を決議し、
1　5091-5150MHzの周波数帯におけるMSSのnon-GSOシステムのフィーダリンクを提供する局を承認する主管庁は、航空無線航行業務の局に有害な混信を与えないことを保証すること。
2　5091-5150MHzの周波数帯における航空無線航行業務及び固定衛星業務に対する分配を2018年より前に行われる将来の権限ある会議において見直すものとすること。
3　航空無線航行業務の新しいシステムとMSS（地球から宇宙）におけるnon-GSOシステムのフィーダリンクを提供する固定衛星業務のシステムとの間の両立性に関する研究を行うこと。
以下を主管庁に要請し、
2018年１月１日より前に5091-5150MHzの周波数帯において航空無線航行業務の局又はMSS（地球から宇宙）におけるnon-GSOシステムのフィーダリンクを提供する固定衛星業務の局に対して周波数を割り当てる場合、双方の間に生ずる混信を避けるためにあらゆる実行可能な措置を執ること。
以下をITU-Rに要請し、
航空無線航行業務の新しいシステムとMSS（地球から宇宙）におけるnon-GSOシステムのフィーダリンクを提供する固定衛星業務間のこの周波数帯の共用に係る技術上及び運用上の問題を研究すること。
以下を要請し、
1　ICAOが新しい航空システムとの共用研究に適した技術上及び運用上の基準を提供すること。
2　全ての無線通信部門の構成員、特にICAOが、これらの研究に積極的に参加すること。
以下を事務総局長に指示する。
本決議に対するICAOの注意を喚起すること。

改　決議第125（WRC-12、改）　1610.6-1613.8MHz及び1660-1660.5MHzの周波数帯における移動衛星業務と電波天文業務との間の周波数共用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、
以下を目的として、
移動衛星業務（MSS）及び電波天文業務がそれらの業務に分配されている周波数帯が分配されている他の業務を十分に考慮しつつ、当該周波数帯を効率的に使用できるようにすること。
以下を考慮し、
a)　1610.6-1613.8MHz及び1660-1660.5MHzの周波数帯は、電波天文業務及び移動衛星業務（地球から宇宙）に同一の一次的基礎で分配されていること。
b)　無線通信規則第5.372号は、「無線測位衛星業務及び移動衛星業務の局は、1610.6-1613.8MHzの周波数帯を使用する電波天文業務の局に有害な混信を生じさせてはならない（第29.13号適用）。」と述べていること及び第29条は、宇宙局又は航空機上の局からの発射は、電波天文業務に対して特に重大な混信源となる可能性があるということも指摘していること。
c)　1610.6-1613.8MHz及び1660-1660.5MHzの周波数帯における電波天文業務によって研究されている対象の性質上、観測周波数の計画における最大限の柔軟性が要求されること。
d)　電波天文業務と移動衛星業務との間で共用される1610.6-1613.8MHz及び1660-1660.5MHzの周波数帯において、移動衛星業務の移動地球局に対する運用上の制約が必要であること。